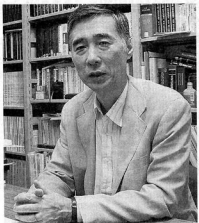


「裁判員制、違憲のデパート」

二〇〇九年五月までに始まる裁判員制度。最高裁と検察庁、日弁連の法曹三者がスクラムを組み、国民に協力を呼びかける中、元裁判官の西野喜一・新潟大学院教授を中心の著書「裁判員制度の正体」（講談社現代新書）が制度の問題点を明らかにするだけでなく、裁判員から逃れる本邦初の「虎の巻」を披露して話題を呼んでいる。西野氏に会い、「この制度を二刀断してもいい」（関口克己）



西野喜一・新潟大大学院教授

にしお・きいち 1949年、福井市生まれ。東大法学部卒業後、米国・ミシガン大ロースクール修士課程修了。東地裁判所補、新潟地裁判事などを経て、90年、新潟大教授。現在、同大大学院実務法学研究科教授。著書に「裁判の過程」（判例タイムズ社）など。

批判本人気 元裁判官語る

長引く否認事件 家族世話できず



西野氏の著書「裁判員制度の正体」

「裁判員制度を導入すれば、提出した最終意見書に盛り込まないで、小泉純一郎、小泉首相が「最大限尊重し、国民に協力して実現した」と表現に取り組む」と表明した。新潟地裁判事などを務めた後、大学教授に転じた西野氏は、口調は現職裁判官の府・与党が軌道修正を図りように冷静沈着だが、批判は容赦ない。

裁判員制度は、司法制度と、導入に至ったきっかけ、時間をかけて心証を得た。だが、裁判員制度では、誰かが合理的な判断が、一般市民に膨大な調書は読ませない。裁判員が「裁」官の負担が過重なものとならない」と定めるため、そのための有罪・無罪は、無罪を全員一致で決める陪審制（十二人の陪審員が有罪・無罪を全員一致で決める陪審制）でも有名だ。裁判員族の世話でも自分の仕事や家族の世話もできない。悲憤と聞かされ、意見を追うられる。どう見ても苦悶だ。

三十七条第一項は「公平な裁判所」で裁判を受ける権利を被告人に与える。西野氏は「判決が出るまでに裁判員が足りないよう、裁判所は短期間の管理を目標とする。調べべき点を調べない手抜き管理では、有罪・無罪は決められ、罪状も公判どころではないとレッドカードを出す。このほか、西野氏が憲法の材料として、▽三条の幸福追求権▽三三條の裁判を受ける権利▽七六條第三項の裁判官の独立などを次々と挙げる。

選挙人名簿から選ばれた裁判員が、裁判官とともに殺人罪など重大事件の第一審を審理。原則で裁判員6人、裁判官3人が証拠調べをして有罪・無罪を決める。市町村選挙管理委員会が年度ごとに選挙人名簿から「くじ」で候補者を選出。裁判員が必要となった場合、裁判所は候補者からくじで選んだ一定人数を無罪を審査して最終的に裁判員を選ぶ。2005年の対象事件数（約3600件）で試算すると、有罪に候補者とされている約300—600人に1人、裁判員になるのは約3500人に1人。

だが、裁判員制度では裁判員が加わる管理が本場に誤判も管理に参加するたを防ぐのか。公判は真相め、裁判のブロ、主簿で究明から離れ、弁護人と検有罪・無罪が決まる可能性は捨てきれない。西野氏は「司法法は国民参加の道を開く点でも中途半端だ」と批判する。

西野氏は言う「ほとんど制度に似ているが、裁判員族の世話でも自分の仕事や家族の世話もできない。悲憤と聞かされ、意見を追うられる。どう見ても苦悶だ。三十七条第一項は「公平な裁判所」で裁判を受ける権利を被告人に与える。西野氏は「判決が出るまでに裁判員が足りないよう、裁判所は短期間の管理を目標とする。調べべき点を調べない手抜き管理では、有罪・無罪は決められ、罪状も公判どころではないとレッドカードを出す。このほか、西野氏が憲法の材料として、▽三条の幸福追求権▽三三條の裁判を受ける権利▽七六條第三項の裁判官の独立などを次々と挙げる。

